

平成28年度第1回みきっ子未来応援協議会 次第

日時：平成28年8月5日（金）

午後7時から

場所：教育センター 大研修室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 会長あいさつ
- 6 部会について
 - (1) 委員指名について
 - (2) 部会の進め方
- 7 議事
 - (1) 報告事項 子ども・子育て支援事業計画について

- (2) 協議事項
 - ①幼保一体化計画の見直しについて

- ②多世代交流拠点について

- 8 その他（次回開催予定） 平成28年8月30日（火）19:00～

- 9 閉会

三木市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月
三木市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の対象	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	2
6. 計画の構成	3
第2章 子どもと子育て家庭をとりまく現状	4
1. 人口の動向と少子化の進行	4
2. 家族や地域の状況	9
3. 子育てに関する状況	13
4. 特定事業の目標達成状況	25
5. 現状分析と課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
第4章 事業実施の見込みと確保方策	28
1. 子どもの人口の見込み	28
2. 教育・保育提供区域の設定	29
3. 幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保	30
4. 地域子ども・子育て支援事業の実施内容	33
5. 教育・保育の質の確保と充実	41
第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策	42
1. 産休・育休後における認定こども園、保育所、幼稚園等の 円滑な利用確保	42
2. 児童虐待の防止	42
3. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	45
4. ひとり親家庭の自立支援の推進	46
5. 障がいのある子どもとその家庭への支援	47
6. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進	48
第6章 計画の推進に向けて	50
1. 計画推進及び進捗状況の把握	50
2. みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進	50
3. 計画推進に向けた関係機関の役割	50

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的な少子化の急速な進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化をかんがみて、国は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことのできる環境を整備することを目的に、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、少子化は依然として進行し、更なる核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などから、子育てに不安や孤立感を感じている親が増加しています。また、共働き世帯の増加に伴い、子ども・子育て支援が量・質ともに不足しているなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい状況にあります。

このような現状・課題に対応するため、国は、子どもや子育て家庭を支援する新たな取組として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を整備し、「子ども・子育て新制度」を創設しました。

平成27年4月から施行される新たな「子ども・子育て支援制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、質の高い乳幼児期からの教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を推進することを目的としています。

本市においても、少子高齢化が急速に進んでおり、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するため、平成27年度からの「三木市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

2 計画の性格

※

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

策定にあたっては、「三木市幼保一体化計画」などの関連計画や「三木市教育振興基本計画」との整合性を図っていきます。

※ 子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画の対象

本計画の対象は、三木市に住む小学6年生以下のすべての子どもとその家庭、妊婦とその家庭をはじめ、行政、地域住民、子育てにかかわる個人や団体を対象とします。

4 計画の期間

本計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画の策定体制

本計画を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取組が必要です。そのため、計画の策定段階より、関係機関、団体、市民との連携を図り、幅広い議論のもとに策定作業を進めました。

(1) みきっ子未来応援協議会による協議

「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、三木市では「みきっ子未来応援協議会」を位置づけ、計画策定に向け、子ども・子育て支援に関する事項を協議しました。

	開催日
平成25年度第2回 みきっ子未来応援協議会子育て環境部会	平成26年3月24日（月）
平成26年度第1回 みきっ子未来応援協議会子育て環境部会	平成26年5月30日（金）
平成26年度第2回 みきっ子未来応援協議会子育て環境部会	平成26年8月6日（水）
平成26年度第3回 みきっ子未来応援協議会子育て環境部会	平成26年9月2日（火）
平成26年度第4回 みきっ子未来応援協議会子育て環境部会	平成26年12月2日（火）
平成26年度第3回 みきっ子未来応援協議会	平成26年12月11日（木）
平成26年度第4回 みきっ子未来応援協議会	平成27年2月26日（木）

(2) 三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

平成 25 年 12 月に「三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するニーズの把握を行いました。

	対象世帯数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,689 件（全世帯）	1,605 件	59.7%
小学生児童（小学 1～6 年生）の保護者	800 件（抽出）	432 件	54.0%

(3) パブリックコメントの実施

平成 26 年 12 月 17 日から平成 27 年 1 月 15 日まで、計画素案に関するパブリックコメント（市民からの意見の募集）を実施し、多くの市民の意見や要望の把握を行いました。

6 計画の構成

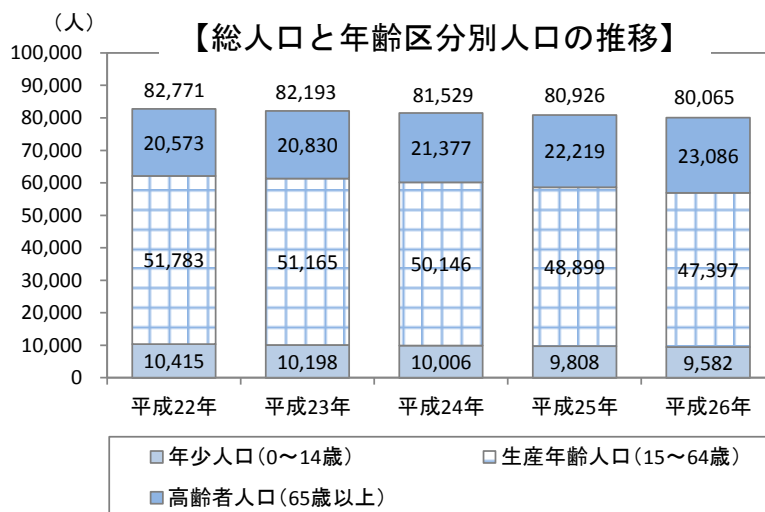
第 1 章 計画策定にあたって	計画策定の背景や、計画の性格・位置づけ、対象などを明らかにします。	
第 2 章 子どもと子育て家庭をとりまく現状	三木市における子どもをとりまく現状と課題を示します。	
今後の方向性と具体的施策	第 3 章 計画の基本的な考え方	計画の基本理念と基本的な視点を明らかにします。
	第 4 章 事業実施の見込みと確保方策	子ども・子育て支援事業計画として、各事業の見込み量と確保方策を具体的に示します（子ども・子育て支援法に基づく基本指針の必須記載事項）
	第 5 章 その他の子ども・子育て支援に係る施策	その他の子ども・子育て支援に係る施策を示します（子ども・子育て支援法に基づく基本指針の任意記載事項）。
第 6 章 計画の推進に向けて	子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するための推進方策を明らかにします。	

第2章 子どもと子育て家庭をとりまく現状

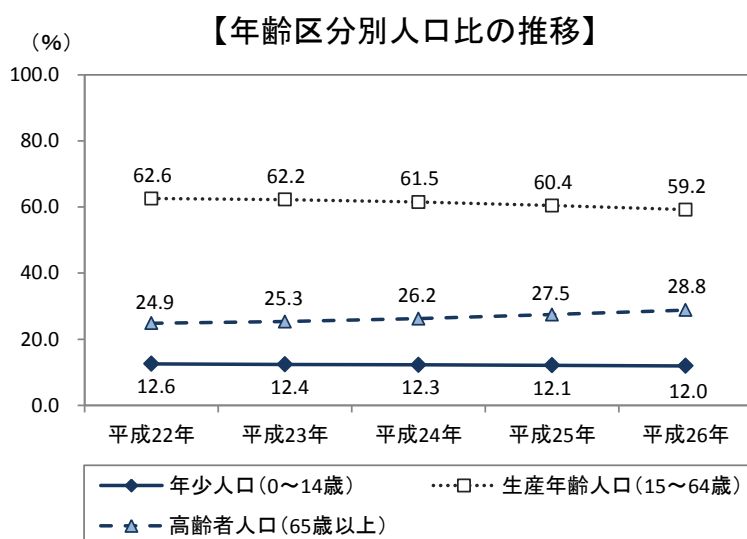
1 人口の動向と少子化の進行

(1) 人口の推移

三木市の総人口は、年々減少傾向にあり、平成26年の総人口は80,065人となっています。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び高齢者人口（65歳以上）の人口及び構成比を見ると、年少人口と生産年齢人口の割合は減少傾向にありますが、高齢者人口の割合は年々増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



資料：三木市住民基本台帳（各年4月1日現在）
※外国人を含む

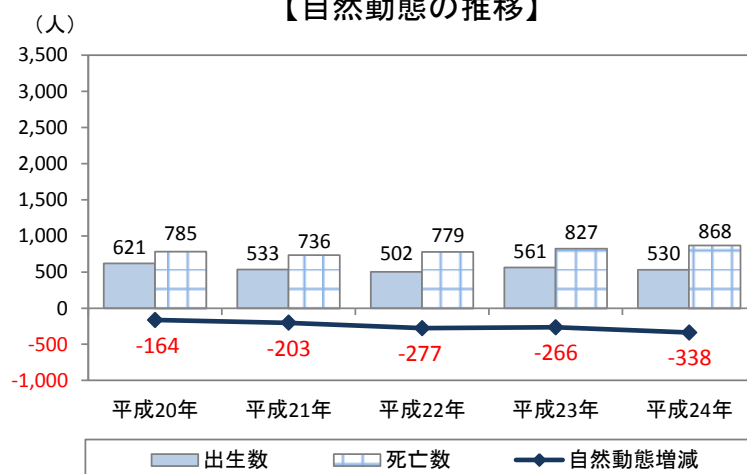


資料：三木市住民基本台帳（各年4月1日現在）
※外国人を含む

(2) 人口動態の推移

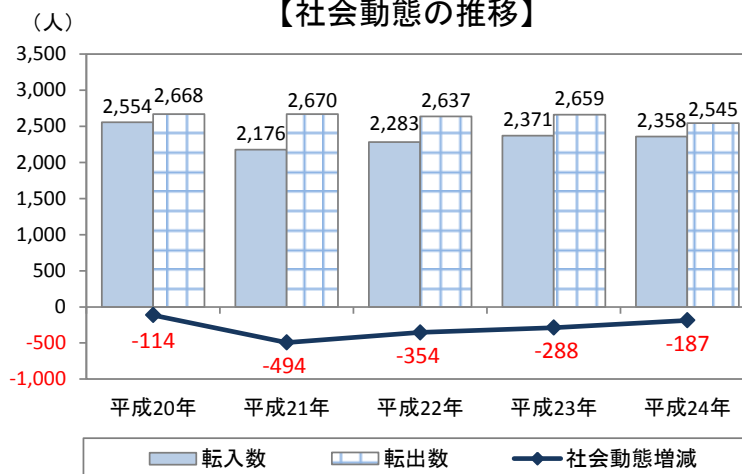
自然動態の推移をみると、平成20年以降、各年において出生数が死亡数を下回り、自然減となっています。社会動態の推移においても、平成20年以降、各年において転入数が転出数を下回り、社会減となっています。純増減については平成20年から平成21年にかけて大きく減少しており、その後も毎年600人前後のマイナスとなっています。

【自然動態の推移】



資料: 兵庫県人口動態統計

【社会動態の推移】



資料: 兵庫県人口動態統計

【人口動態の推移】

(単位: 人)

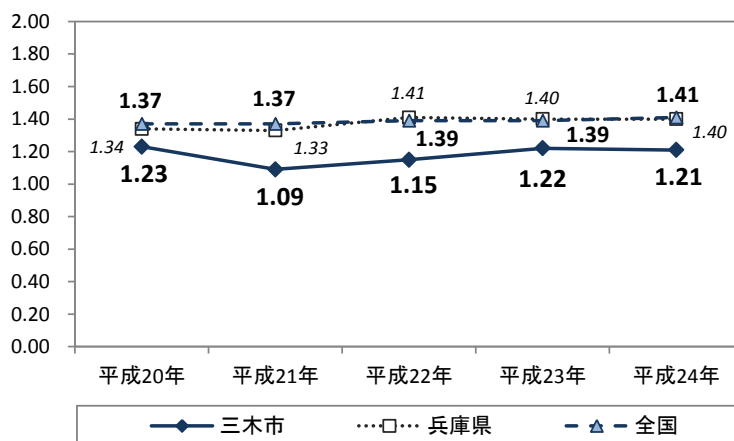
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
自然増減	-164	-203	-277	-266	-338
社会増減	-114	-494	-354	-288	-187
純増減	-278	-697	-631	-554	-525

資料: 兵庫県人口動態統計

(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成20年から平成21年にかけて減少し、その後、平成23年まで増加に転じたものの、平成24年では微減し1.21となっています。三木市の合計特殊出生率を、全国・県と比べると、各年最も低い値で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



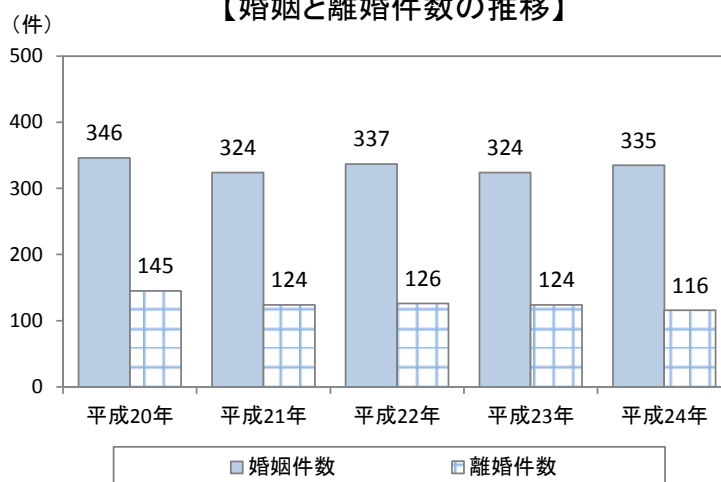
資料:国・県は厚生労働省人口動態統計、市は三木市統計データ

※合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。

(4) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は増減を繰り返し推移し、平成24年では335件となっています。離婚件数については平成20年で145件と最も高くなっていたもののその後減少し、平成24年では116件となっています。

【婚姻と離婚件数の推移】



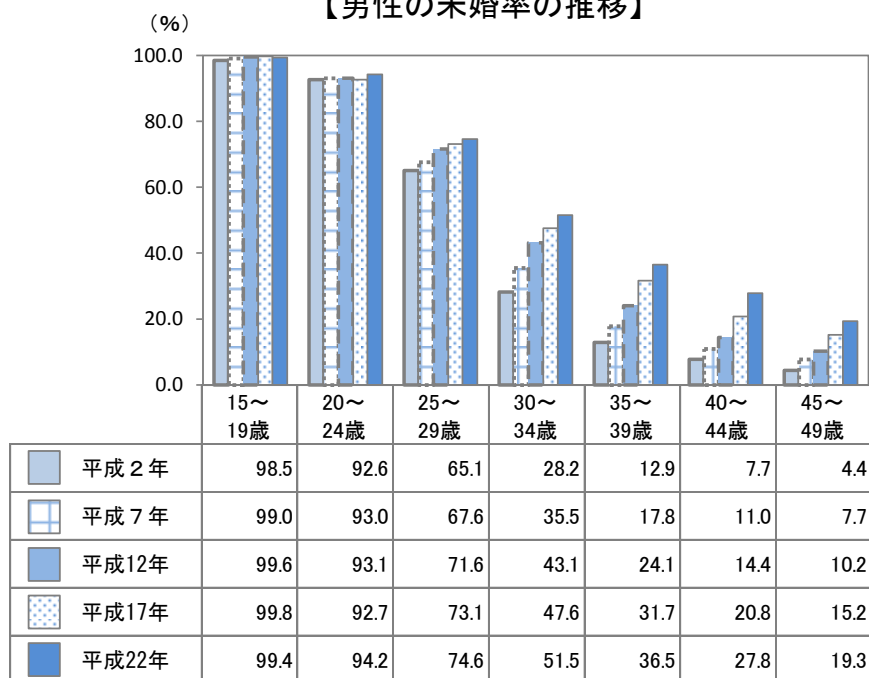
資料:兵庫県人口動態統計

(5) 5歳階級別未婚率の推移

男性の未婚率をみると、25歳以降で年々増加傾向にあります。平成22年と平成2年の未婚率を比較すると、30～44歳で20ポイント以上増加しています。特に35～39歳での増加が大きく、23.6ポイント増加しています。

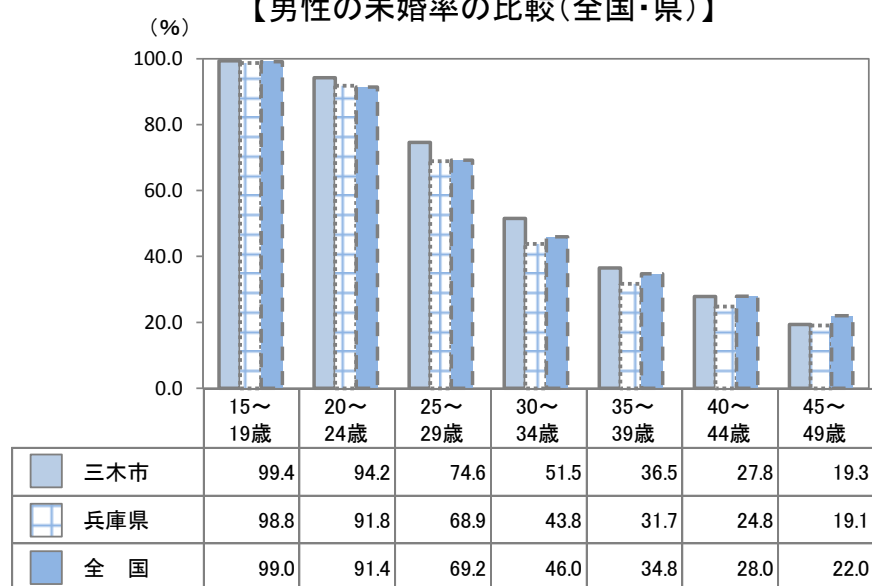
平成22年の三木市の未婚率を全国平均・県平均と比較すると、39歳以下の未婚率については最も高い値となっています。

【男性の未婚率の推移】



資料：国勢調査

【男性の未婚率の比較(全国・県)】

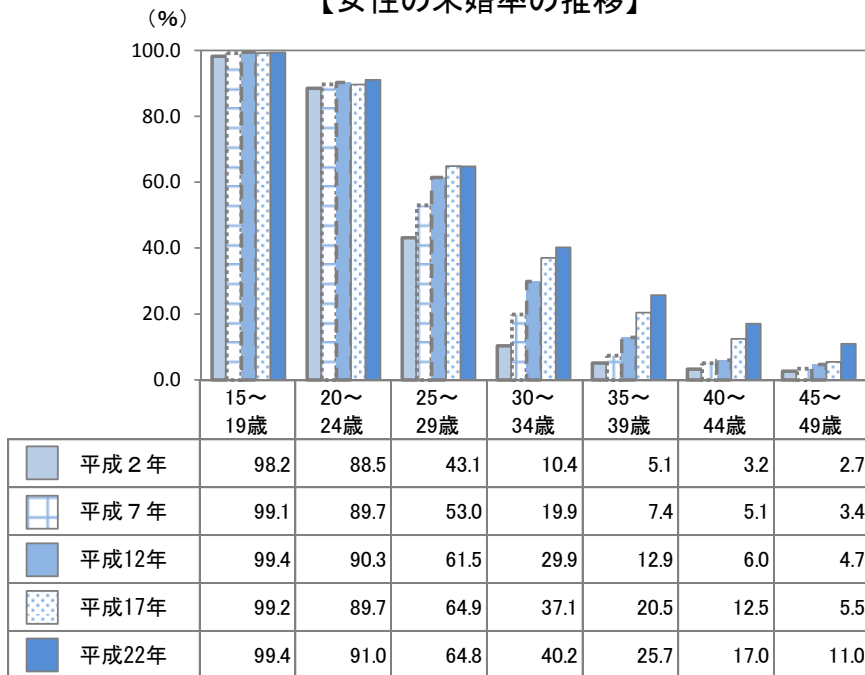


資料：平成22年国勢調査

女性の未婚率をみると、30歳以降で年々増加傾向にあります。平成22年と平成2年の未婚率を比較すると、30～39歳で20ポイント以上の増加となっています。特に30～34歳での増加が大きく、29.8ポイントの増加となっています。

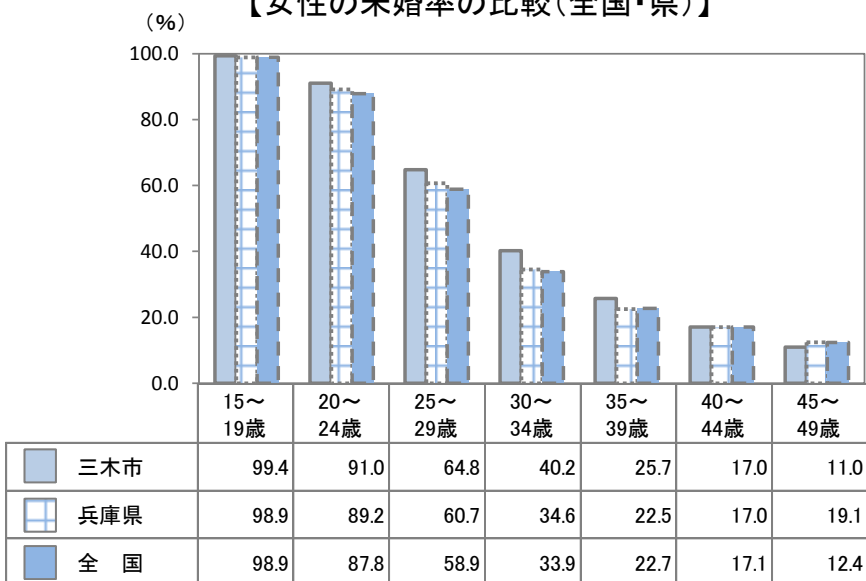
平成22年の三木市の未婚率を全国平均・県平均と比較すると、39歳以下の未婚率については最も高い値となっています。

【女性の未婚率の推移】



資料: 国勢調査

【女性の未婚率の比較(全国・県)】



資料: 平成22年国勢調査

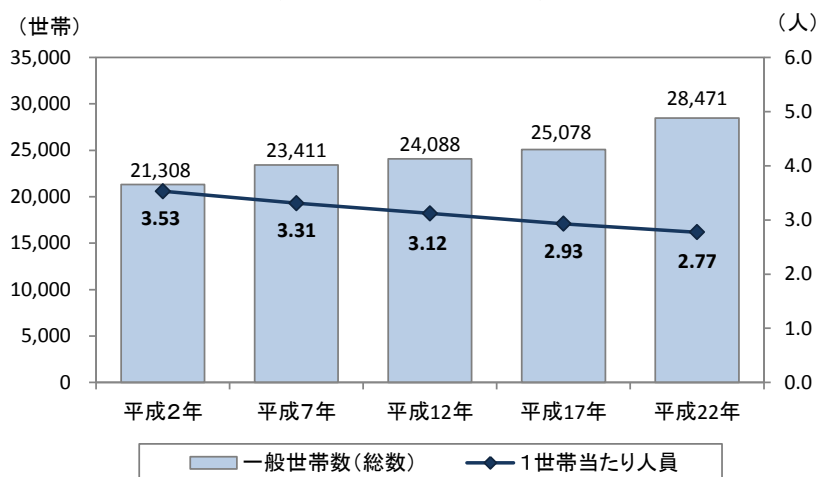
2 家族や地域の状況

(1) 世帯数と世帯類型構成比の推移

世帯数は年々増加し、平成22年では28,471世帯と、平成2年から約7,200世帯増加しています。一方、一世帯当たり人員数は年々減少し、平成22年では2.77人と、平成2年から0.76人減少しています。

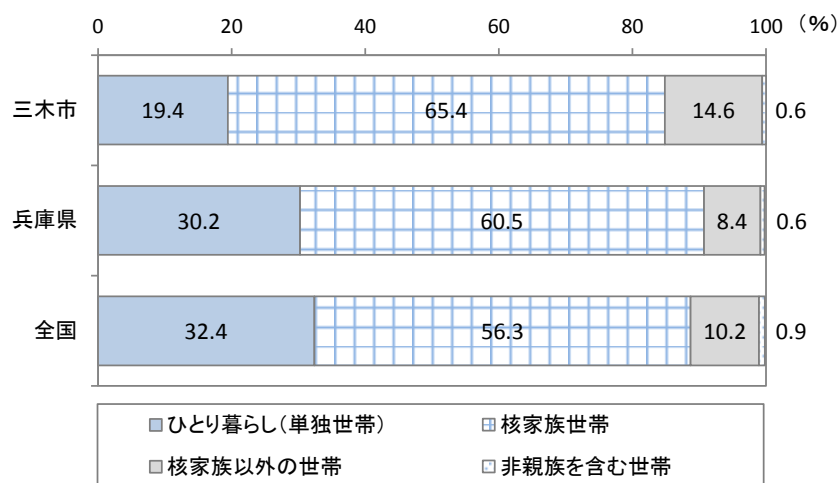
平成22年の世帯類型別構成比の割合をみると、ひとり暮らし世帯の割合は19.4%と、全国・県と比べはるかに低くなっているものの、核家族世帯の割合は65.4%と、全国・県の値を上回る値となっています。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料: 国勢調査

【世帯類型別構成比の比較(全国・県)】



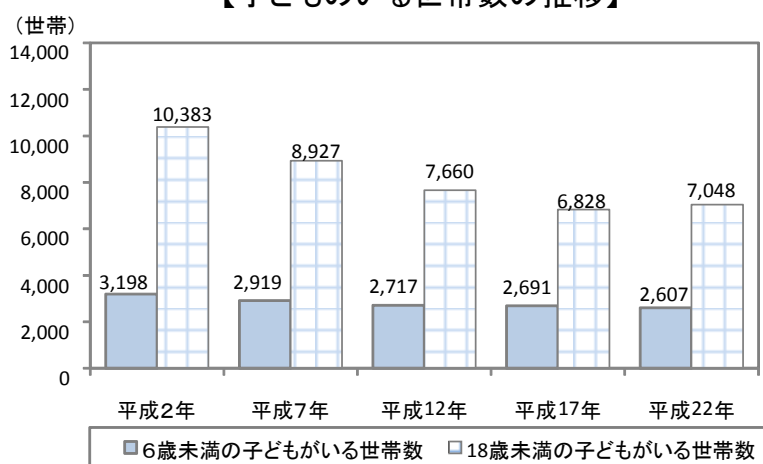
資料: 平成22年国勢調査

(2) 子どものいる世帯数と平均子ども数の推移

6歳未満の子どもがいる世帯数は、減少傾向で推移しており、平成22年では2,607世帯となっています。18歳未満の子どもがいる世帯数については、平成2年から平成17年まで減少傾向にありましたが、その後増加に転じ、平成22年では7,048世帯となっています。

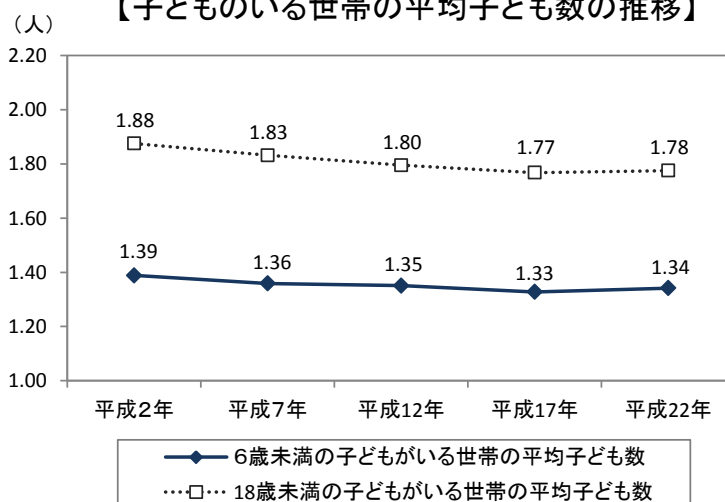
平均子ども数については、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに、平成17年まで減少傾向にありましたが、平成22年では微増しています。平成22年の平均の子ども数は、6歳未満の子どもがいる世帯では1.34人、18歳未満の子どもがいる世帯では1.78人となっています。

【子どものいる世帯数の推移】



資料: 国勢調査

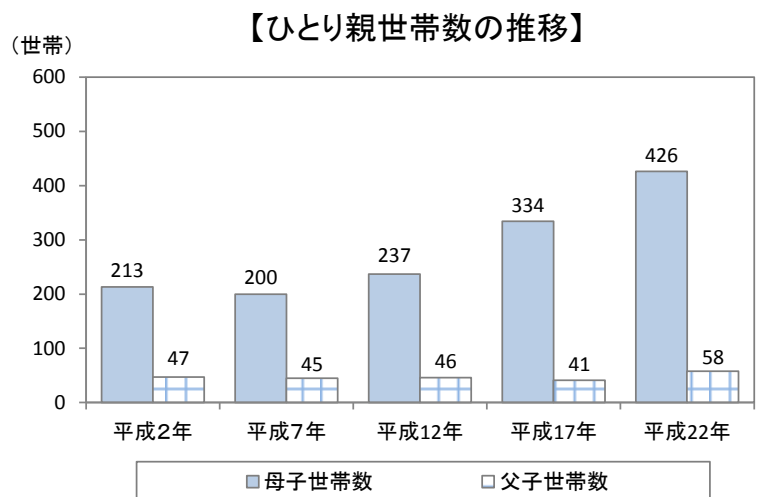
【子どものいる世帯の平均子ども数の推移】



資料: 国勢調査

(3) ひとり親世帯数の推移

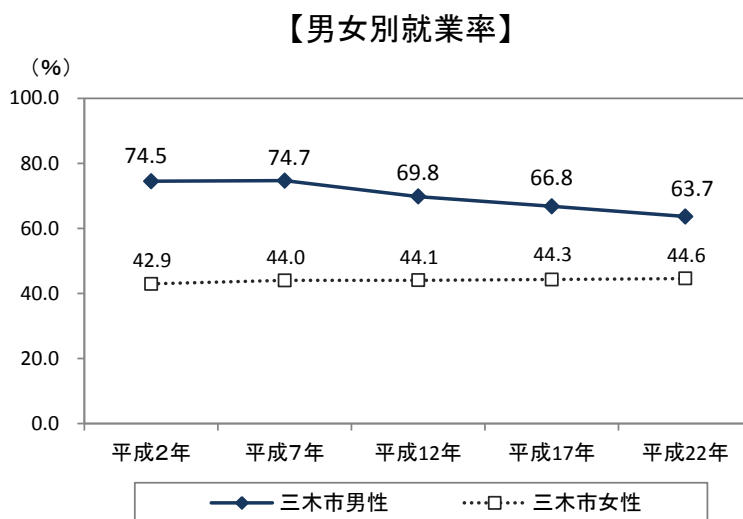
母子世帯については、平成7年に微減したものの、その後は増加傾向で推移し、平成22年では426世帯と、平成2年と比較すると2倍になっています。父子世帯については、40～50件で推移していましたが、平成22年には50件を超え、58件となっています。



資料: 国勢調査

(4) 男女別の就業率

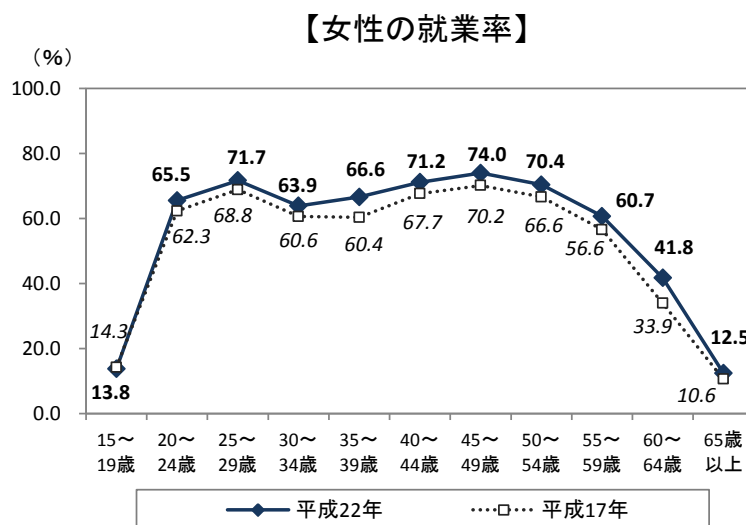
男性の就業率については年々減少し、平成22年では63.7%となっています。一方、女性の就業率は、微増ながら増加傾向にあり、平成22年では44.6%となっています。



資料: 国勢調査

(5) 女性の年齢5歳階級別就業率

女性の就業率を平成17年、平成22年で比べると、同じようなカーブを描き推移しているものの、ほとんどの年代で平成22年での値が高くなっています。



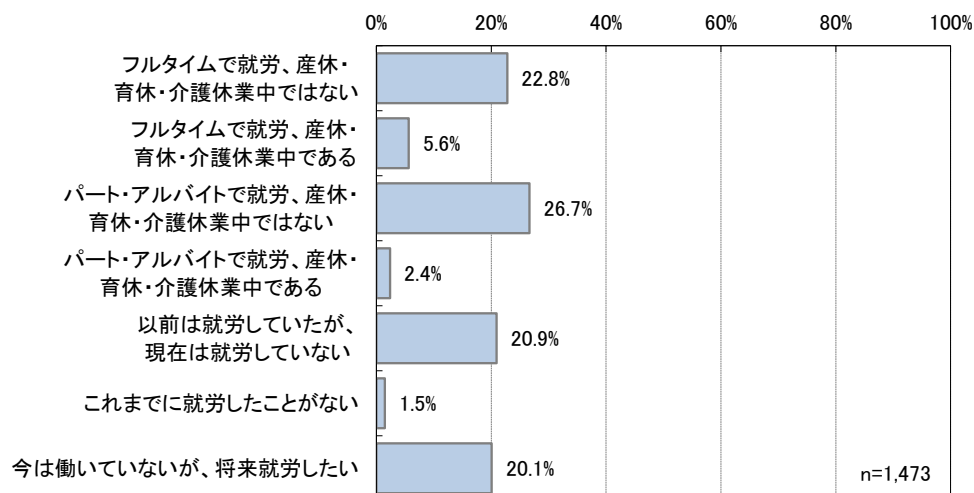
資料: 国勢調査

3 子育てに関する状況

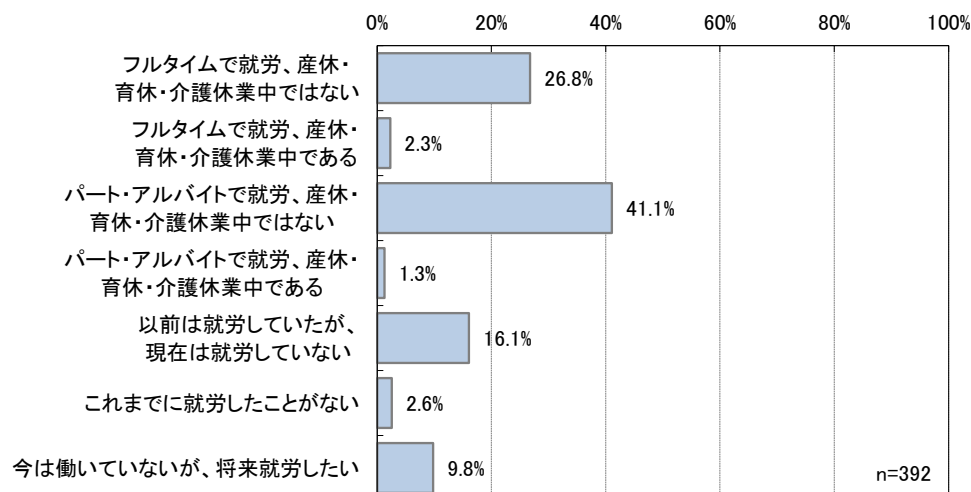
三木市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の結果から項目ごとにまとめました。

(1) 母親の就労状況（父子家庭を除く）

① 就学前児童（0～5歳）



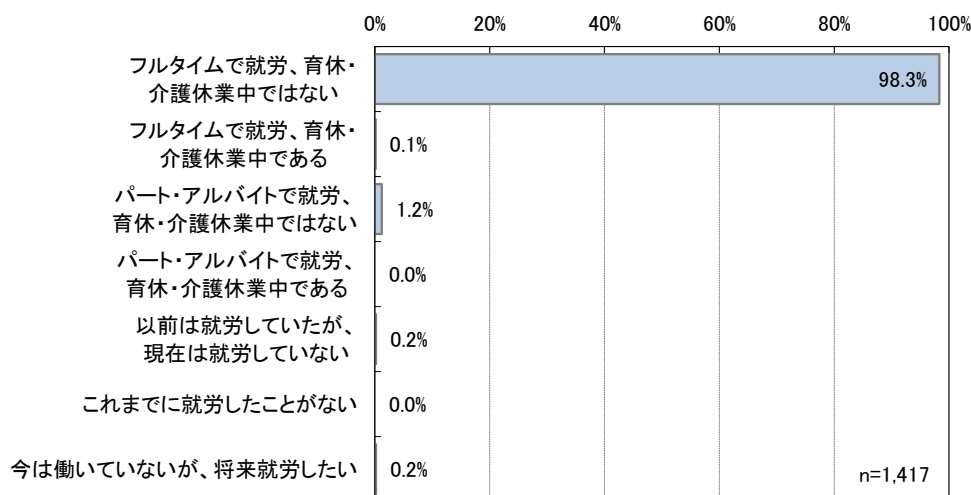
② 小学生児童



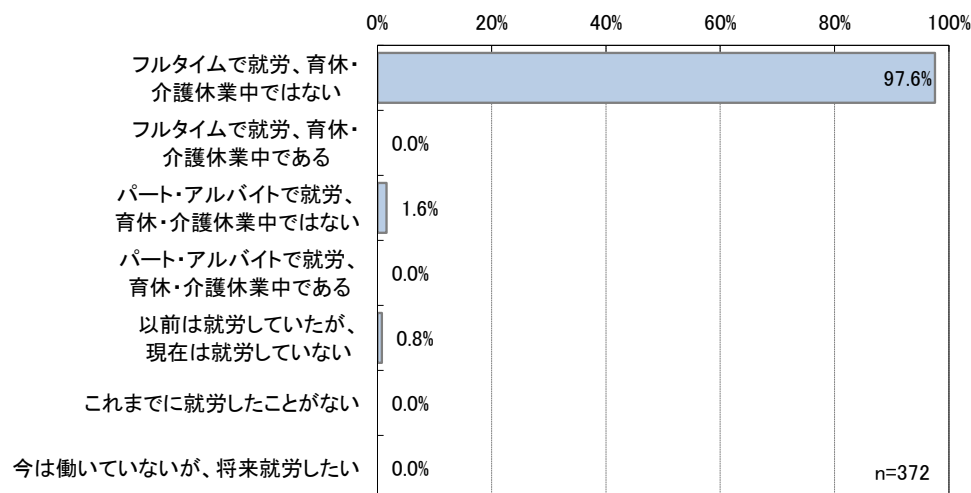
母親の就労状況については、就学前児童では、フルタイム就労が28.4%、パートタイム就労が29.1%と、就労している母親の割合は57.5%となっています。小学生児童については、フルタイム就労が29.1%、パートタイム就労が42.4%と、就労している母親の割合は71.5%となっています。就学前児童と小学生児童で比べると、パートタイムで就労する母親の割合は、小学生児童で高く、就学前児童の割合の約1.5倍となっています。また、「今は働いていないが、将来就労したい」の割合は、就学前児童で20.1%、小学生児童で9.8%となっています。

(2) 父親の就労状況（母子家庭を除く）

① 就学前児童（0～5歳）



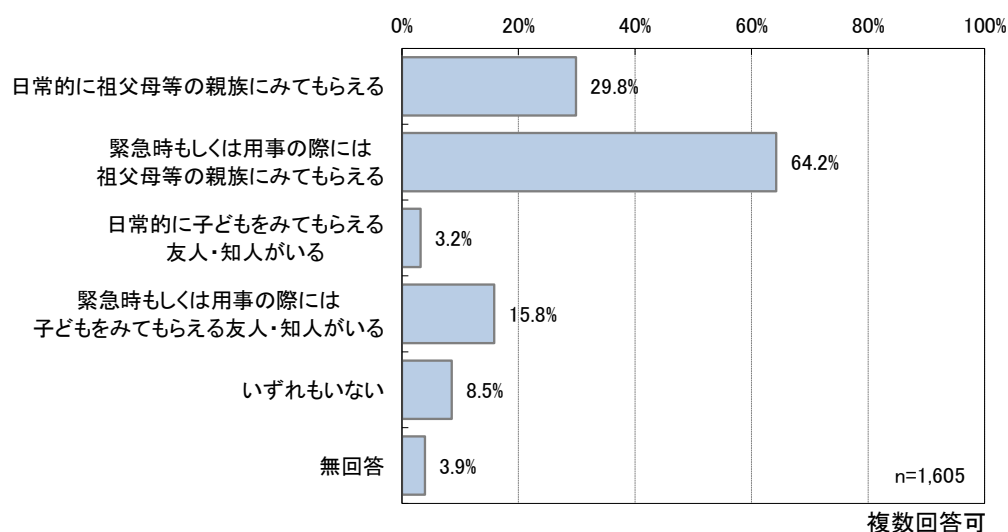
② 小学生児童



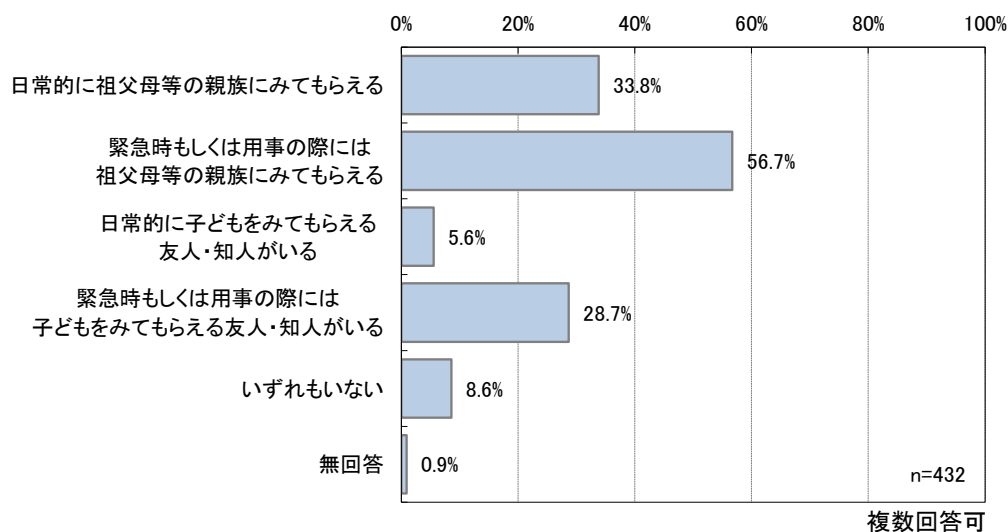
父親の就労状況については、就学前児童、小学生ともに、フルタイム就労が全体の9割以上を占めています。

(3) 日頃、子どもを預かってもらえる人

① 就学前児童（0～5歳）

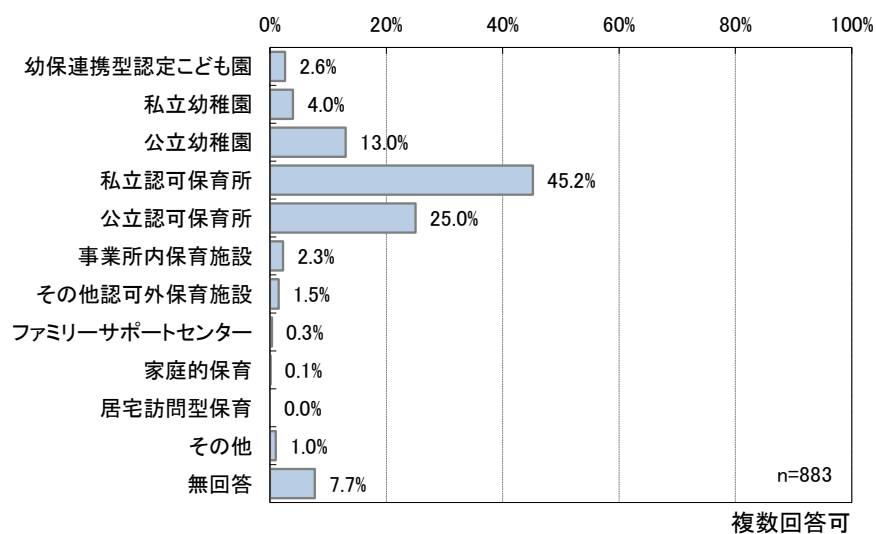


② 小学生児童



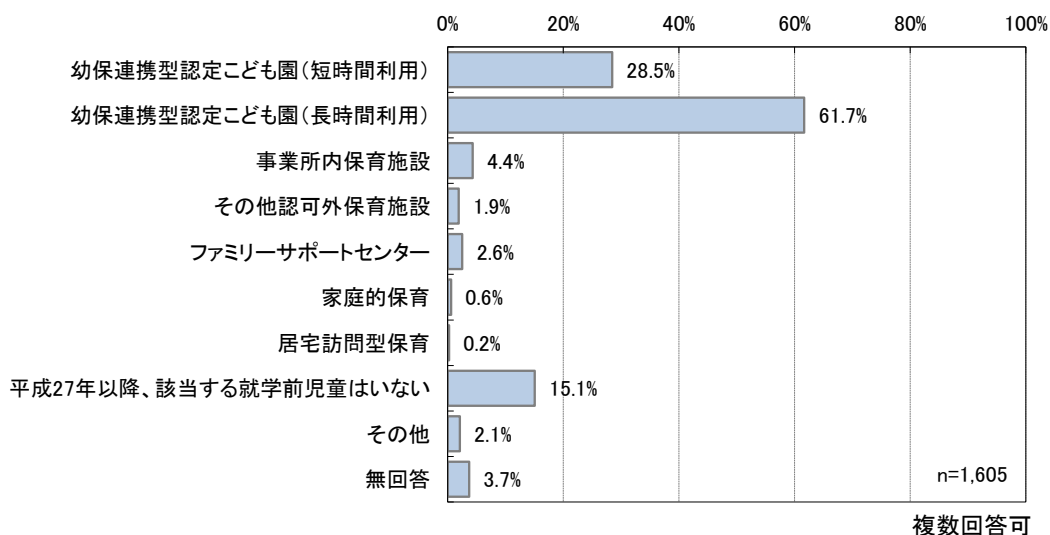
日頃、子どもを預かってもらえる人の有無については、就学前児童、小学生児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、就学前児童で64.2%、小学生児童で56.7%となっています。一方、「いずれもない」の割合は、就学前児童で8.5%、小学生児童で8.6%となっており、約1割の人が子どもの預け先がないとしています。

(4) 定期的に利用している教育・保育事業（就学前児童）



定期的に利用している教育・保育事業については、私立認可保育所が 45.2%と最も高く、公立認可保育所の 25.0%を合わせると、認可保育所の利用は 70.2%となっています。一方、幼稚園については、私立幼稚園が 4.0%、公立幼稚園が 13.0%となっており、幼稚園の利用は 17.0%となっています。

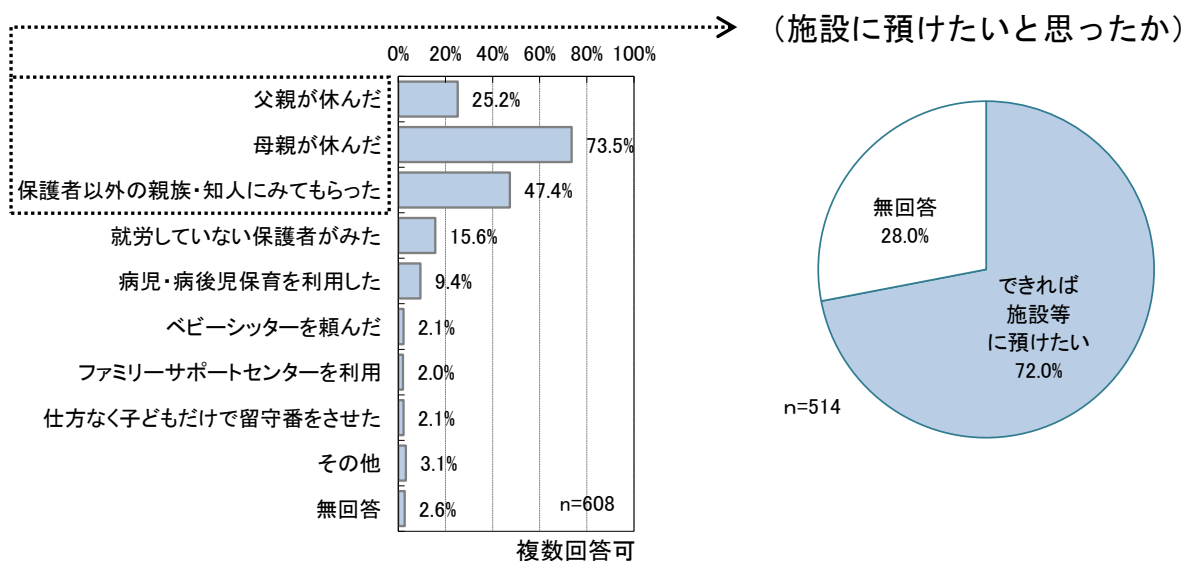
(5) 今後、定期的に利用したい教育・保育事業（就学前児童）



今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼保連携型認定こども園（短時間利用）」が 61.7%と最も高く、次いで「幼保連携型認定こども園（長時間利用）」28.5%となっています。

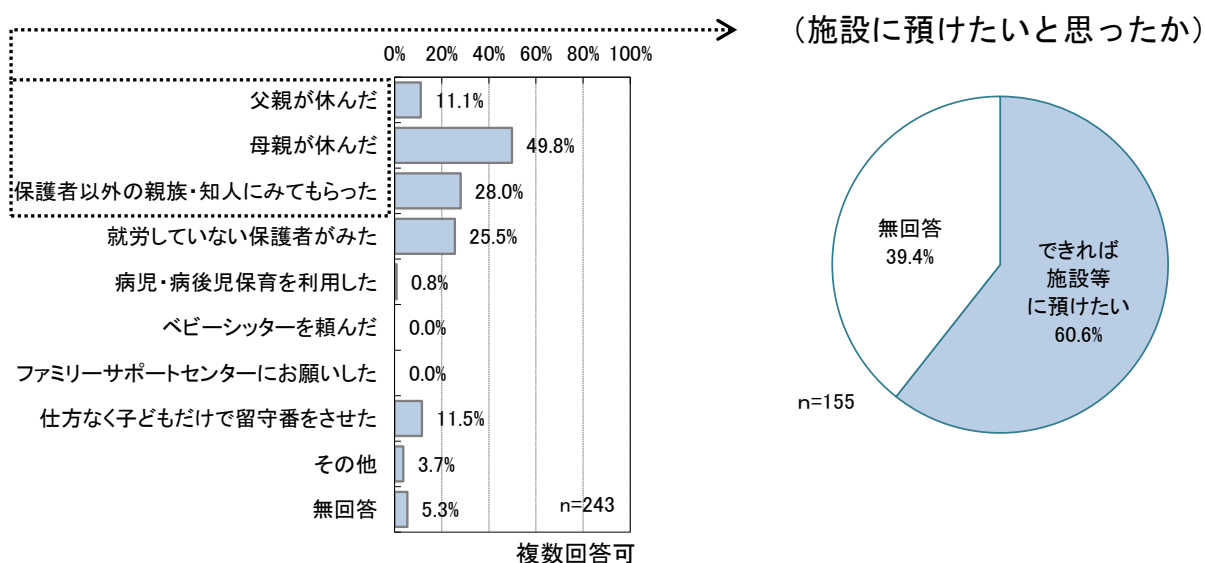
(6) 子どもが病気やケガで通常の教育・保育施設が利用できなかったときの対処

① 就学前児童（0～5歳）



※n値の608はこの1年間に通常の教育・保育施設を利用できなかったことがあったと回答した人

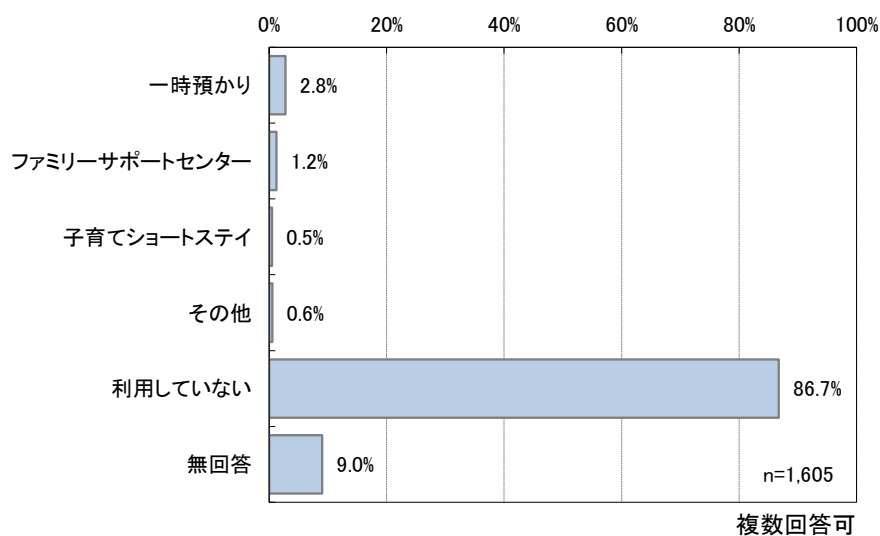
② 小学生児童



※n値の243はこの1年間に病気やケガで学校を休んだことがあったと回答した人

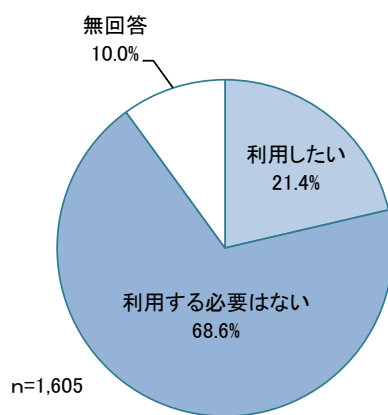
子どもが病気やケガで通常の教育・保育施設が利用できなかったときの対処については、就学前児童、小学生児童ともに、「母親が休んだ」が最も高く、次いで「保護者以外の親族・知人にみてもらった」となっています。「母親が休んだ」割合は、就学前児童で73.5%、小学生児童で49.8%と就学前児童で高く、小学生の割合の約1.5倍となっています。また、親や親族・知人が子どもをみて対応したときに、施設に預けたいと思った割合は、就学前で72.0%、小学生で60.6%となっています。

(7) 一時預かり等の利用状況（就学前児童）



一時預かり等の利用状況については、「利用していない」が全体の86.7%を占めています。

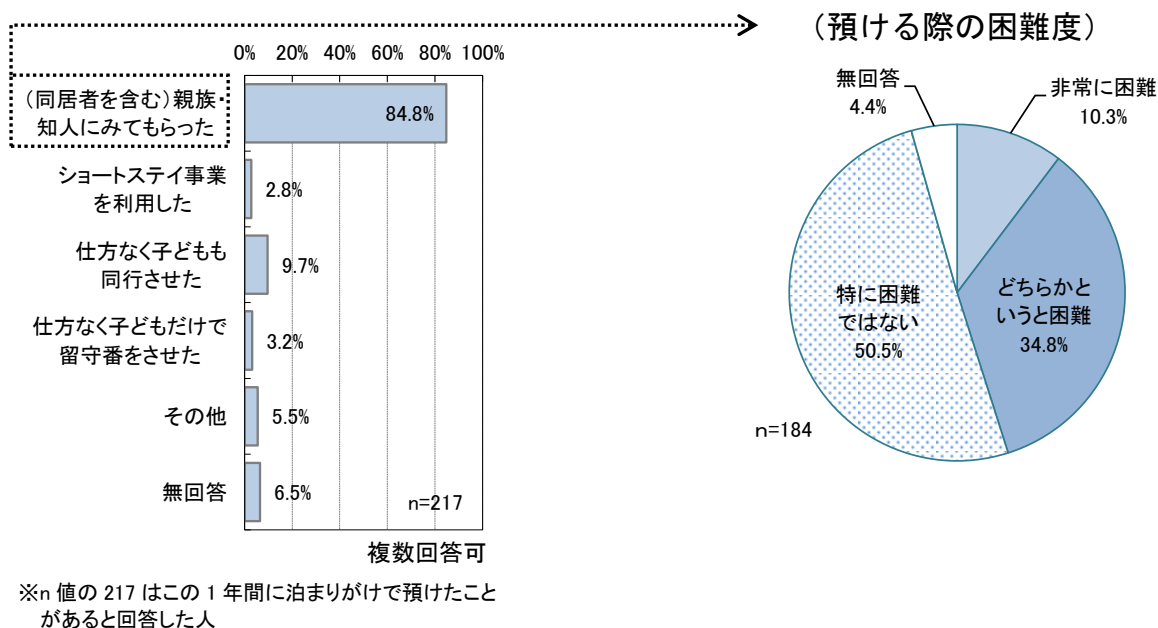
(8) 一時預かり等の利用希望（就学前児童）



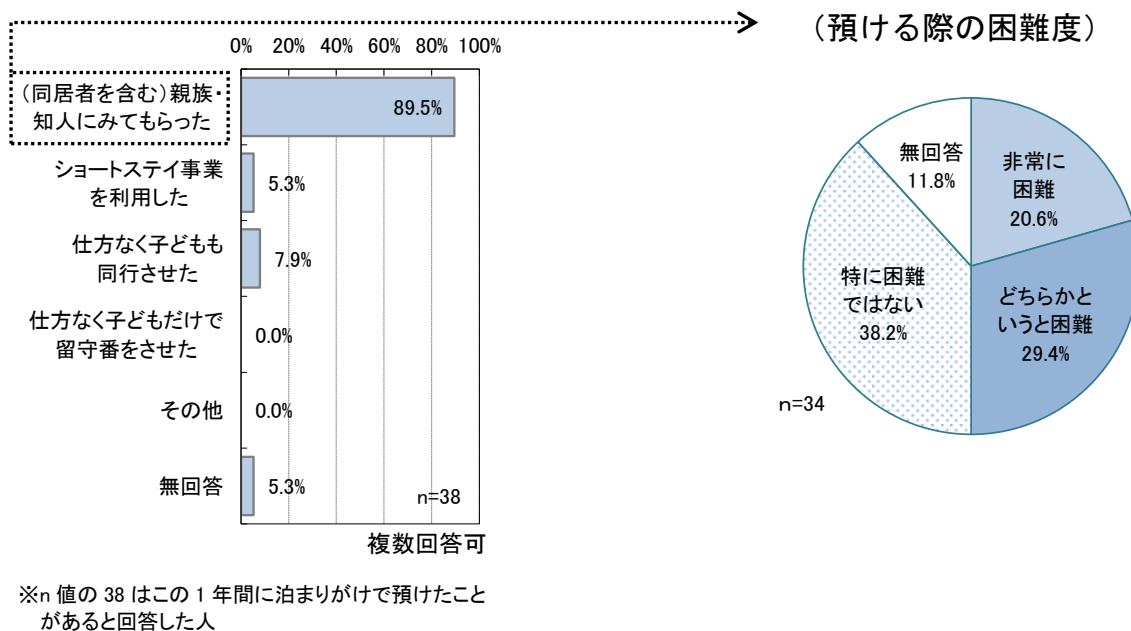
一時預かり等の利用希望については、「利用したい」が21.4%、「利用する必要はない」が68.6%となっています。

(9) 子どもを泊まりがけで預けなくてはならなかったときの対処

① 就学前児童（0～5歳）

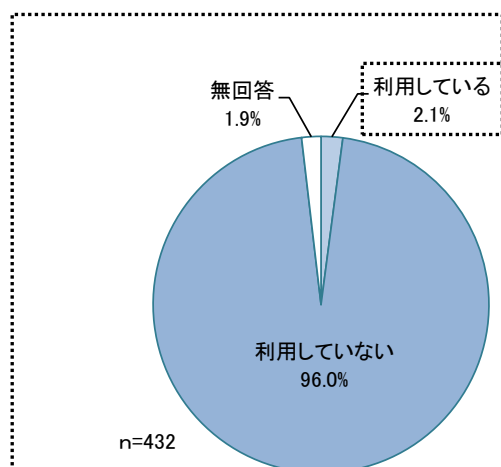


② 小学生児童

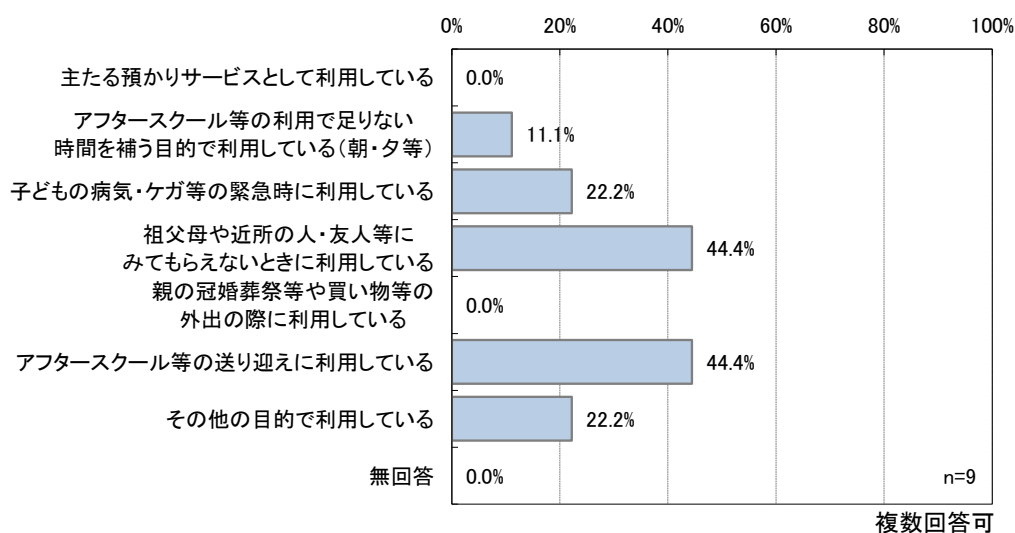


子どもを泊まりがけで預けなくてはならなかったときの対処については、就学前児童、小学生児童ともに、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」が最も高く、就学前児童で84.8%、小学生児童で89.5%となっています。親族・知人に預ける際の困難度について、『困難(「非常に困難」+「どちらかという困難」)』である割合をみると、就学前児童で45.1%、小学生児童で50.0%となっています。

(10) ファミリーサポートセンターの利用状況と利用の目的（小学生児童）



(利用の目的)

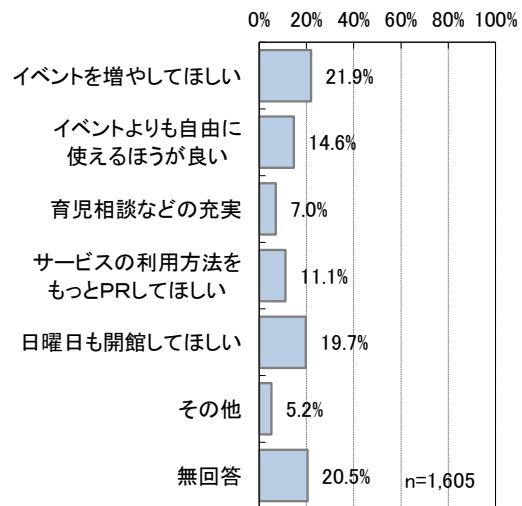
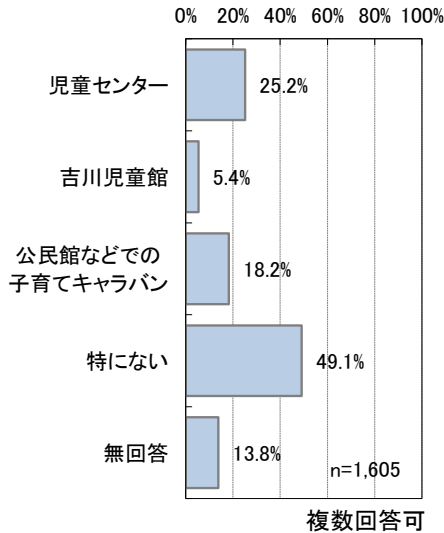


ファミリーサポートセンターの利用状況については、「利用していない」が全体の96.0%を占めています。利用の目的をみると、利用者9人のうちの4人が、「祖父母や近所の人・友人等に見てもらえないときに利用している」、「アフタースクール等の送り迎えに利用している」と回答しています。

(11) 児童センター、吉川児童館、子育てキャラバンの利用希望

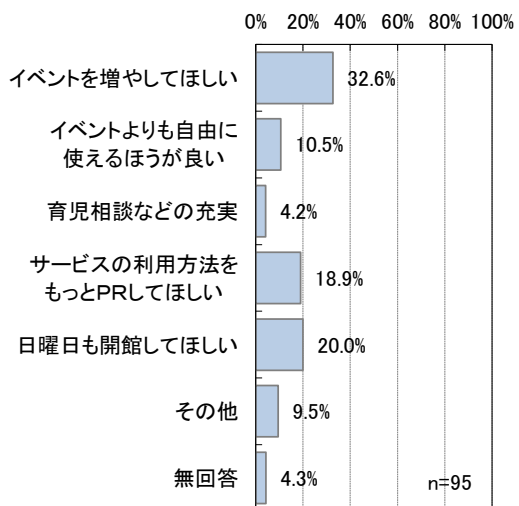
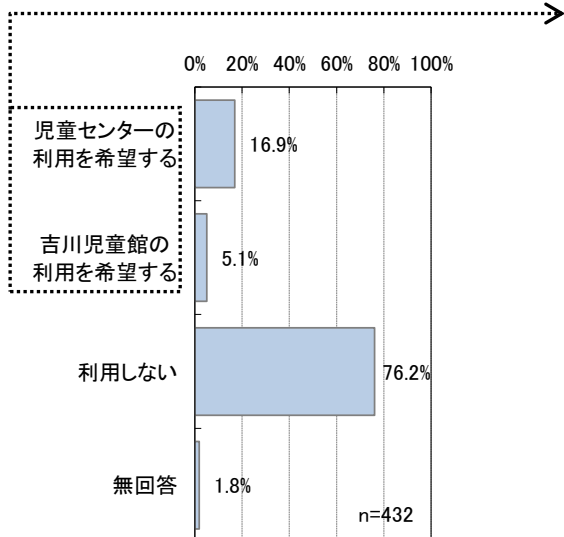
① 就学前児童（0～5歳）

（利用にあたり充実してほしいこと）



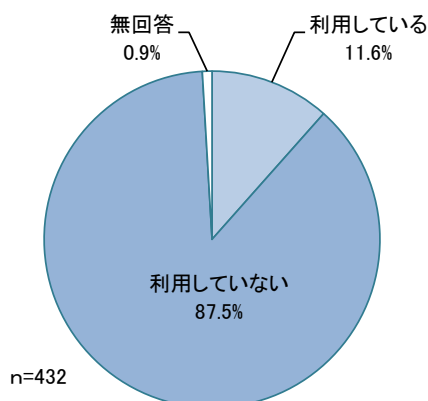
② 小学生児童

（利用にあたり充実してほしいこと）



児童センター、児童館等の利用希望については、就学前児童では「特にない」が最も高く、49.1%となっています。利用希望については、児童センターの25.2%が最も高くなっています。小学生児童についても「利用しない」が76.2%と最も高く、利用希望については、児童センターの16.9%が最も高くなっています。充実してほしいことについては、就学前児童、小学生児童ともに、「イベントを増やしてほしい」が最も高く、次いで「日曜日も開館してほしい」の順となっています。

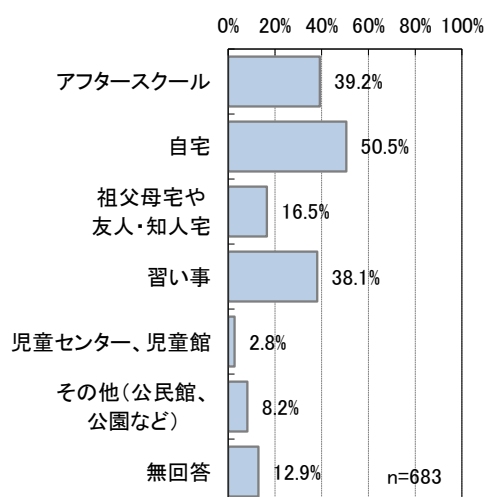
(12) アフタースクールの利用状況（小学生児童）



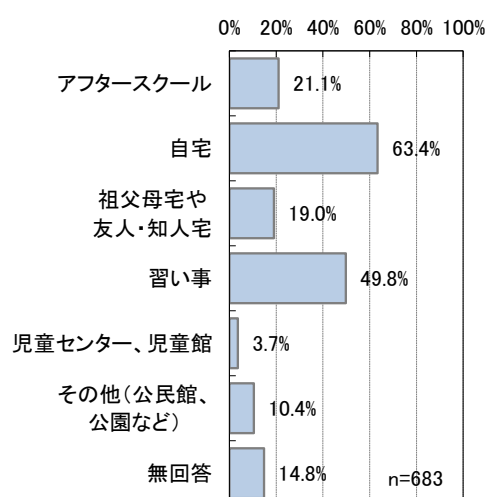
アフタースクールの利用状況については、「利用していない」が全体の 87.5% を占め、「利用している」の割合は 1 割程度となっています。

(13) 小学校就学後に希望する放課後の過ごし方（就学前児童・子どもが 3 歳以上のみ）

（小学校低学年での希望）



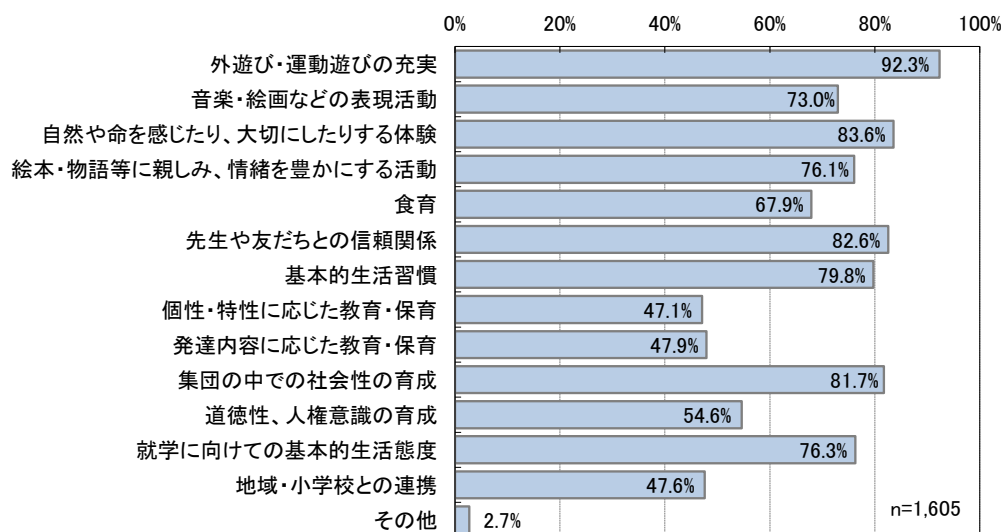
（小学校高学年での希望）



小学校低学年での放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が 50.5% と最も高く、次いで「アフタースクール」39.2% となっています。小学校高学年での希望については、「自宅」が 63.4% と最も高く、次いで「習い事」49.8% となっています。小学校高学年でのアフタースクールの利用希望は 21.1% となっており、小学校低学年での利用希望に比べ低くなっています。

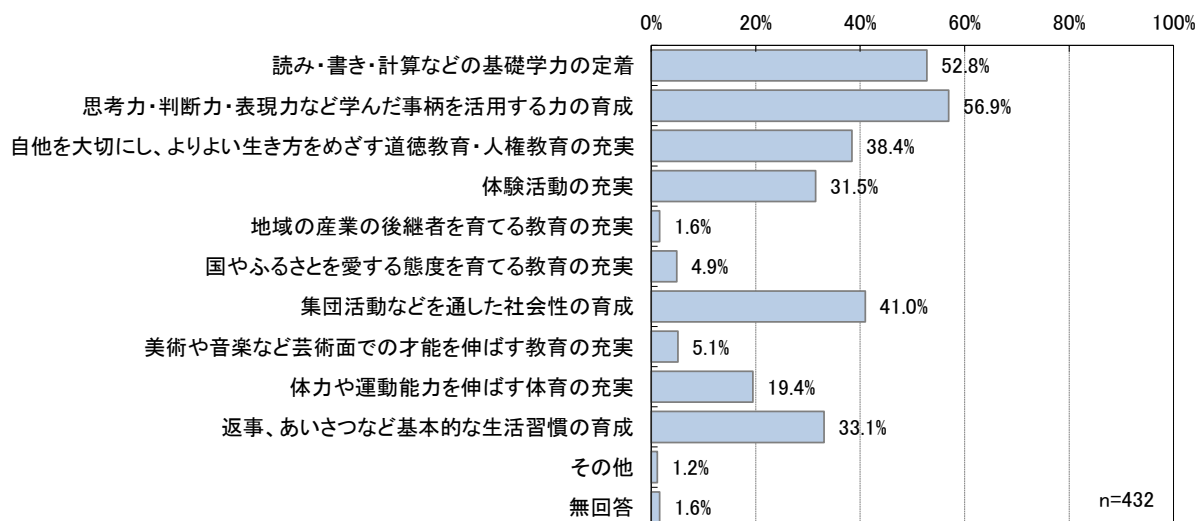
(14) 希望する教育・保育内容

① 就学前児童（0～5歳）



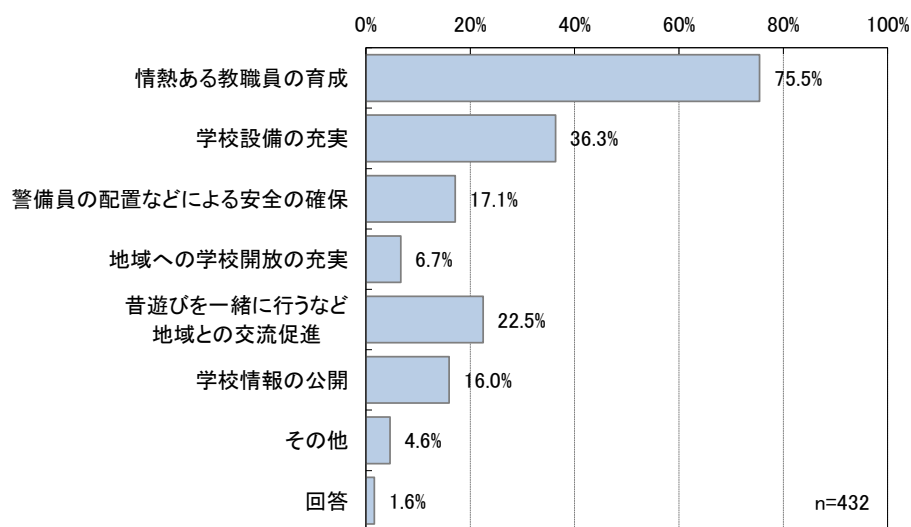
希望する教育・保育内容については、「外遊び・運動遊びの充実」が92.3%と最も高く、次いで「自然や命を感じたり、大切にしたりする体験」83.6%、「先生や友だちとの信頼関係」82.6%、「集団の中での社会性の育成」81.7%の順となっています。

② 小学生児童



希望する教育内容については、「思考力・判断力・表現力など学んだ事柄を活用する力の育成」が56.9%と最も高く、次いで「読み・書き・計算などの基礎学力の定着」52.8%、「集団活動などを通じた社会性の育成」41.0%の順となっています。

(15) 学校教育に望むもの（小学生児童）



学校教育に望むものについては、「情熱ある教職員の育成」が75.5%と最も高く、次いで「学校設備の充実」36.3%、「昔遊びを一緒に行うなど地域との交流促進」22.5%の順となっています。

4 特定事業の目標達成状況

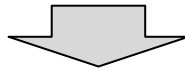
平成22年度から平成26年度を対象期間とする三木市次世代育成支援後期行動計画において取り組みを進めてきた保育サービスに関する目標の達成状況は次の通りです。

		目標事業量 (平成 26 年度)	実績 (平成 25 年度)	目標事業量に 対する達成率
普通保育	か所数	14 か所	14 か所	100%
	定員	1,455 人	1,455 人	100%
	利用人数	1,600 人	1,632 人	102%
	うち3歳未満児	600 人	652 人	108%
	うち3歳以上児	1,000 人	980 人	98%
延長保育	か所数	13 か所	14 か所	107%
	利用人数(実人数)	280 人	352 人	125%
一時預かり事業	か所数	6 か所	6 か所	100%
	利用人数(延べ人数)	4,000 人	3,830 人	95%
休日保育	か所数	2 か所	2 か所	100%
	利用人数(延べ人数)	100 人	350 人	350%
病児・病後児保育	利用人数(延べ人数)	600 人	481 人	80%
	利用登録者数	1,700 人	1,717 人	101%
ファミリー・サポート・センター事業	会員数	700 人	613 人	87%
	依頼会員	400 人	378 人	94%
	協力会員	150 人	116 人	77%
	両方会員	150 人	119 人	79%
	活動件数	1,000 件	716 件	71%
放課後児童健全育成事業	か所数	13 か所	13 か所	100%
	定員	790 人	790 人	100%
	利用人数	790 人	488 人	61%
地域子育て支援拠点事業	か所数	2か所	2か所	100%
	開催回数	135 回	231 回	171%
	参加人数	8,000 人	9,436 人	117%

5 現状分析と課題

統計データと子ども・子育てに関するアンケート調査の結果より、三木市における子育て支援に関する今後の検討課題について整理しました。

統計データ	子ども・子育てに関するアンケート調査
<p>【子どもと子育て家庭を取り巻く環境】</p> <ul style="list-style-type: none">○平成22年から平成26年までの総人口の推移をみると、高齢者人口は増加、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいる。○平成20年から平成24年までの人口動態をみると5年間連続で、自然動態、および社会動態ともにマイナスとなっている。○世帯数は年々増加しているものの、一世帯当たり人員数は年々減少、平成22年では2.77人と核家族化が進んでいる。○母子世帯については、平成7年から平成22年にかけて倍増。父子世帯については、平成2年以降、平成17年まで40世帯台だったが、平成22年には50世帯を超え、58世帯となっている。○男性の就業率については平成7年以降、年々減少し、平成22年では63.7%。一方、女性の就業率は各年40.0%半ばの値で推移、平成22年では44.6%と高まっている。	<p>【母親の就労状況】</p> <ul style="list-style-type: none">○就学前児童では、フルタイム就労が28.4%、パートタイム就労が29.1%と、就労している母親の割合は57.5%。○小学生児童については、フルタイム就労が29.1%、パートタイム就労が42.4%と、就労している母親の割合は71.5%。 <p>【定期的に利用している教育・保育】</p> <ul style="list-style-type: none">○定期的に利用している教育・保育事業については、私立認可保育所が45.2%と最も高く、公立認可保育所の25.0%を合わせると、認可保育所の利用は70.2%。 <p>【今後、定期的に利用したい教育・保育】</p> <ul style="list-style-type: none">○今後、定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼保連携型認定こども園（長時間利用）」が61.7%と最も高く、次いで「幼保連携型認定こども園（短時間利用）」の28.5%



少子化が進行し、核家族化が進行している一方で、女性の就業率が高まっており高まる保育のニーズへの対応が課題となっています。



これらの現状やニーズ、課題を踏まえ、すべての子どもが健やかに成長することができるように支援していくことを目指し、施策を検討していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念は「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方となるものです。現状分析をふまえて、人と人がつながり、子どもを家庭や地域などで共に育て、子どもがすこやかに育つまちとすることが大切と考え、下記の基本理念としました。この基本理念は、「三木市次世代育成支援後期行動計画」新みきっ子未来応援プラン（平成22年度～平成26年度）の基本理念を引き継ぐものです。

■基本理念

人がつながり 子どもが育つまち 三木

第4章 事業実施の見込みと確保方策

1 子どもの人口の見込み

平成26年3月末の住民基本台帳人口を基準人口として、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果に基づいて平成27年から平成31年までの子どもの人口を推計すると、就学前児童、小学生児童については年々減少すると予想され、平成31年度の推計児童数は、就学前児童で2,837人、小学生児童で3,387人、合計で6,224人となっています。

【(推計)就学前児童人口と小学生児童の人口】

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	507	490	473	456	439	422
1歳	552	512	486	470	465	443
2歳	598	558	508	483	479	470
3歳	554	604	554	505	492	485
4歳	562	560	600	551	514	497
5歳	632	567	556	598	561	520
6歳	615	636	570	558	600	551
7歳	669	619	627	559	539	594
8歳	627	673	611	615	540	532
9歳	682	631	663	599	591	536
10歳	691	673	639	664	594	590
11歳	692	681	669	622	654	584
就学前児童 (0～5歳)	3,405	3,291	3,177	3,063	2,950	2,837
小学生児童 (6～11歳)	3,976	3,913	3,779	3,617	3,518	3,387
合計 (0～11歳)	7,381	7,204	6,956	6,680	6,468	6,224

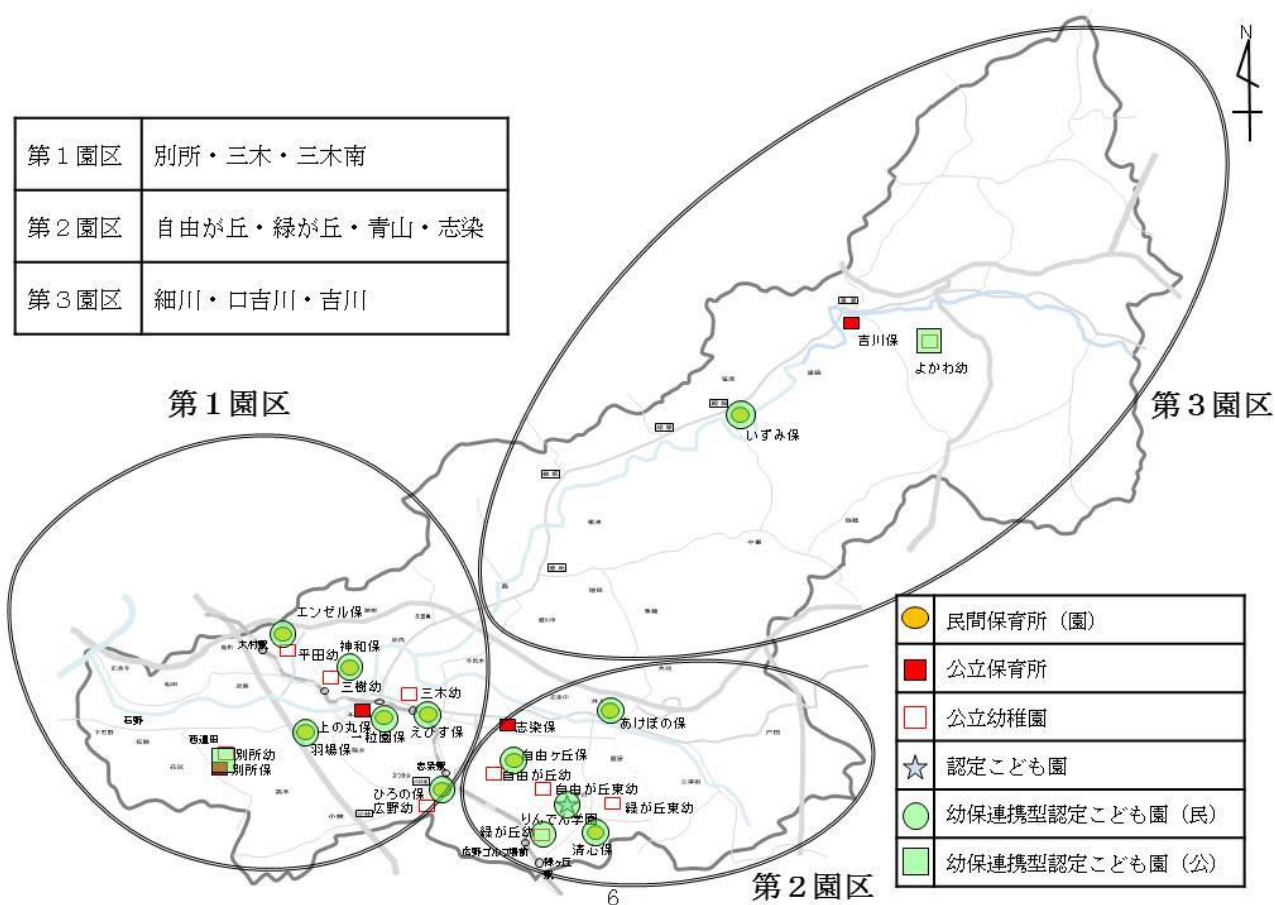
2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定については、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が設定するものとされています。

三木市においては、次の理由により、この教育・保育提供区域を3園区と定め、平成28年度から園区ごとに対応していきます。

- ① 少子化の中でよりよい教育・保育集団を確保するとともに、地域の子育て支援拠点をバランスよく配置し、安定した教育・保育環境を確保するため
- ② 市内を1園区～3園区にすれば待機児童が発生しないが、1～2園区では広域となり、子どもや保護者の通園等にかかる負担が大きくなるため
- ③ 原則、中学校区を考慮し、生活圏も視野に入れた設定とするため

【園区割】



3 幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みと受入施設の確保

幼児期の教育・保育を受ける子どもの人数の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	・専業主婦(夫)家庭 ・短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3～5歳	・共働き家庭等で教育を希望する家庭	認定こども園・保育所
3号認定	0～2歳	・共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設

(1) 1号認定

3～5歳で保育の必要性がない認定区分（認定こども園、幼稚園）です。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

幼稚園(特定教育・保育施設)	11 か所
----------------	-------

【就園児童数の見込みと施設の受入人数の内容】

(単位:人)

第1園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	208	232	231	215	206
② 施設の受入人数	208	232	231	215	206
③ ②-①	0	0	0	0	0

第2園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	187	192	187	181	174
② 施設の受入人数	187	192	187	181	174
③ ②-①	0	0	0	0	0

第3園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	46	46	45	43	41
② 施設の受入人数	46	46	45	43	41
③ ②-①	0	0	0	0	0

※ 「② 施設の受入人数」は、「① 就園児童数の見込み」の人数を上限としています。

※ 園区制は平成 28 年度から実施しますが、平成 27 年度についても園区で表記しています。

【確保の方策】

幼保一体化計画の実施により、平成 28 年度に就園児童数の見込みが増えるが、就園児童数の見込みに対する施設の受け入れは可能である。

(2) 2号認定

3～5歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

認可保育所(特定教育・保育施設)	14 か所
------------------	-------

【就園児童数の見込みと施設の受入人数の内容】

(単位:人)

第1園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	534	595	594	552	528
② 施設の受入人数	534	595	594	552	528
③ ②-①	0	0	0	0	0

第2園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	480	493	480	464	446
② 施設の受入人数	480	493	480	464	446
③ ②-①	0	0	0	0	0

第3園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	119	119	117	112	107
② 施設の受入人数	119	119	117	112	107
③ ②-①	0	0	0	0	0

※「② 施設の受入人数」は、「① 就園児童数の見込み」の人数を上限としています。

※ 園区制は平成 28 年度から実施しますが、平成 27 年度についても園区で表記しています。

【確保の方策】

幼保一体化計画の実施により、平成 28 年度に就園児童数の見込みが増えるが、就園児童数の見込みに対する施設の受け入れは可能である。

(3) 3号認定

0～2歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育施設）です。

【現在の実施状況(平成25年度)】

認可保育所(特定教育・保育施設)	14か所
------------------	------

【就園児童数の見込みと施設の受入人数の内容】

① 0歳

(単位:人)

第1園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	67	73	76	73	70
② 施設の受入人数	67	73	76	73	70
③ ②-①	0	0	0	0	0

第2園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	47	53	55	53	52
② 施設の受入人数	47	53	55	53	52
③ ②-①	0	0	0	0	0

第3園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	13	16	16	16	15
② 施設の受入人数	13	16	16	16	15
③ ②-①	0	0	0	0	0

※ 「② 施設の受入人数」は、「① 就園児童数の見込み」の人数を上限としています。

※ 園区制は平成28年度から実施しますが、平成27年度についても園区で表記しています。

② 1～2歳

(単位:人)

第1園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	304	332	317	331	325
② 施設の受入人数	304	332	317	331	325
③ ②-①	0	0	0	0	0

第2園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	184	257	261	251	239
② 施設の受入人数	184	257	261	251	239
③ ②-①	0	0	0	0	0

第3園区	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 就園児童数の見込み	49	71	71	69	67
② 施設の受入人数	49	71	71	69	67
③ ②-①	0	0	0	0	0

※「② 施設の受入人数」は、「① 就園児童数の見込み」の人数を上限としています。

※ 園区制は平成 28 年度から実施しますが、平成 27 年度についても園区で表記しています。

【確保の方策】

幼保一体化計画の実施により、平成 28 年度に就園児童数の見込みが増えるが、就園児童数の見込みに対する施設の受け入れは可能である。

4 地域子ども・子育て支援事業の実施内容

(1) 利用者支援事業（新規）

子育て支援コーディネーターを公共施設に配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:か所)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み	2	2	2	2	2
② 実施か所数	2	2	2	2	2
③ ②-①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成 27 年度から、子育て支援課等公共施設に子育て支援コーディネーターを配置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

児童、保育者及び保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに教育・保育の専門員を配置し、子どもの人権、特別支援教育など、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

2か所	児童センター、吉川児童館
-----	--------------

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人回)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①	利用希望の見込み(延べ利用 人数/年)	27,610	26,650	25,700	24,750	23,800
②	実施か所数	2	2	2	2	2
	延べ利用人数/年	27,610	26,650	25,700	24,750	23,800
③	②-①(延べ回数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

児童センター、吉川児童館の2か所で実施します。

(3) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査としてかかった費用の14回分までを助成しています。

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み(実人数/年)※		799	771	744	716	688
② 実施内容	実施回数/年	6,313	6,091	5,878	5,657	5,436
	実人数/年	799	771	744	716	688
③ ②-①(実人数/年)		0	0	0	0	0

※2か年に渡る場合があるため、(4)乳児全戸訪問事業の実人数より多くなっている。

【確保の方策】

今後も母子健康手帳の交付とともに、すべての対象者に実施を行う体制を継続し、母子共に安全安心な出産をめざします。

(4) 乳児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切な対応を行っていきます。

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み(実人数/年)		490	473	456	439	422
② 実施内容(実人数/年)		490	473	456	439	422
③ ②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

保健師・助産師など専門職による訪問体制を維持し、子育てに不慣れな保護者の不安を和らげます。特に支援が必要と認められる状態の早期発見につなげます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援しています。

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み (利用実人数/年)	16	16	15	15	15
② 実施内容	訪問者数	13	13	13	13
	利用実人数/年	16	16	15	15
② ②-①(利用実人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

保健師、保育士、家事援助ホームヘルパー（三木市社会福祉協議会等に委託）等が居宅を訪問し、育児や家事の援助や相談を行い、支援していきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で、一時的に養育、保護しています。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

8か所	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設に委託
-----	------------------------

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人日)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み(延べ利用 人数/年)	45	44	42	41	39
② 実施内容(延べ利用人数/年)	45	44	42	41	39
③ ②-①(延べ利用人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設を指定し、委託することにより、対象となる児童を一定期間養育、保護していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者とを会員として、相互援助活動により子育ての支援を行っています。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

1か所	三木市社会福祉協議会に委託により実施
-----	--------------------

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 利用希望の見込み(延べ利用 人数/年)	840	810	790	760	730
② 実施内容(延べ利用人数/年)	840	810	790	760	730
③ ②-①(延べ利用人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

依頼会員(子育ての援助を受けたい人)、協力会員(子育ての援助を行いたい人)、両方会員(依頼会員と協力会員の両方を兼ねる人)の会員間で相互に援助を活動することで実施しています。

今後、会員間の交流会をさらに活発に行い、PR紙を発行するなど、事業の利用推進に取り組んでいきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園において、一時的に預かりを行います。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

7か所	保育所6か所、認定こども園1か所
-----	------------------

【利用希望の見込みと実施内容】

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（認定こども園含む）

(単位:人日)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み(延べ利用 人数/年)		231	228	221	209	200
	うち1号認定による一時預かり	231	228	221	209	200
	うち2号認定による一時預かり	0	0	0	0	0
② 実施内容	実施か所数	1	12	14	14	14
	延べ利用人数/年	231	228	221	209	200
③	②-①(延べ利用人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成 27 年度は幼稚園型認定こども園 1 か所、平成 28 年度以降は幼保連携型認定こども園（平成 28 年度 12 か所、平成 29 年度 14 か所）で対応します。

② 幼稚園在園児以外の一時預かり

(単位:人日)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 利用希望の見込み(延べ利用 人数/年)		3,730	3,601	3,471	3,343	3,215
② 実施内容	実施か所数	6	12	14	14	14
	延べ利用人数/年	3,730	3,601	3,471	3,343	3,215
③	②-①(延べ日数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成 27 年度は保育所 6 か所、平成 28 年度以降は幼保連携型認定こども園（平成 28 年度 12 か所、平成 29 年度 14 か所）で対応します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

14 か所	保育所で実施
-------	--------

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 利用希望の見込み(実利用人数/年)	406	392	378	364	350
② 実施内容(実利用人数/年)	406	392	378	364	350
③ ②-①(実利用人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

平成 27 年度は保育所 14 か所、平成 28 年度以降は保育所(平成 28 年度 3 か所、平成 29 年度 2 か所)、幼保連携型認定こども園(平成 28 年度 12 か所、平成 29 年度 14 か所)で対応していきます。

(10) 病児・病後児保育事業

病児中及び病気回復期のために、家庭や集団で保育できない児童を対象に、一時預かりを行います。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

1 か所	医療機関型で実施
------	----------

【利用希望の見込みと実施内容】

(単位:人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 利用希望の見込み(延べ利用人数/年)	437	421	406	391	376	
② 実施内容	実施か所	1	1	1	1	1
	定員	4	4	4	4	4
	延べ利用人数/年	437	421	406	391	376
③ ②-①(延べ利用人数/年)	0	0	0	0	0	

【確保の方策】

小児科医師に委託し、病児対応型の施設で対応します。

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況(平成 25 年度)】

13 か所	市内の小中学校区を対象に、13 事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施している。
-------	---

【利用希望の見込みと実施内容】

① 低学年（1～3年生）

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 利用希望の見込み(実人数/年)	450	425	400	390	390
② 実施内容(実人数/年)	450	425	400	390	390
③ ②-①(実人数/年)	0	0	0	0	0

② 高学年（4～6年生）

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 利用希望の見込み(実人数/年)	115	115	110	105	100
② 実施内容(実人数/年)	115	115	110	105	100
③ ②-①(実人数/年)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

利用希望の見込みに対する受け入れは可能です。

5 教育・保育の質の確保と充実

(1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育カリキュラムの策定

国の要領を踏まえて、三木市独自の共通カリキュラムを策定することで、これまで公立や民間の幼稚園や保育所が行ってきた子どもたちの自主性を育む「待ちの教育」や園生活を通しての「異年齢集団での育ちあい」などを継承しながら、子どもたちの自尊感情を持った心を育てます。

(2) 保育教諭の質の向上

- ① 保育教諭となる幼稚園教諭と保育士の共通理解と資質向上を図るため、「保育者合同・交流研修会」を実施します。
- ② 教育・保育の質は、保育者の経験だけによるものではなく、保育者の意欲や情熱も重要なため、上記研修会においては、使命感ややりがいにも焦点を当てます。
- ③ 各認定こども園へ指導主事を定期的に派遣し、現場と市の教育委員会の連携を図りながら教育・保育の充実を図ります。

(3) 園児と小学生との交流によるスムーズな小学校への入学

- ① 交流小学校の生活科の学習や1年生から6年生までの縦割り活動等に園児を招待し交流します。
- ② 就学前児童の在住する地域にある小学校については、運動会や音楽会等の学校行事や体験入学に参加するとともに、小学校の教師が園を訪問する等、交流を深めます。

(4) すべての園での障がいのある児童の受け入れ

- ① 市の教育委員会に指導主事を配置し、各認定こども園の児童、保育者、保護者等への面談や指導等を行い、障がいのある児童の受け入れや教育・保育の支援をしていきます。
- ② 市の「あんしん教育コーディネーター」と連携した多面的な支援体制の構築を図ります。

第5章 その他の子ども・子育て支援に係る施策

1 産休・育休後における認定こども園、保育所、幼稚園等の円滑な利用確保

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や保育所、幼稚園を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

また、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から保育を利用できるよう配慮に努めます。

No.	事業名	内容	担当部署
1-1	利用者支援事業 (再掲)	子育て支援コーディネーターにより、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	子育て支援課

2 児童虐待の防止

(1) 関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応、関係機関の連携と情報共有のために、「要保護児童対策地域協議会（みきっ子未来応援協議会要保護児童部会）」を設置しており、今後も、代表者会議、実務者会議、専門部会を開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童問題に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、児童虐待相談の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

さらに、相談体制については、家庭児童相談員等が、子育て中の保護者と適切な関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

(2) 虐待の発生予防と早期発見・対応

乳幼児健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳幼児全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要と

する親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、虐待の発生予防や早期発見等のため、民生委員児童委員や NPO、ボランティア等の地域の関係団体との連携強化を図ります。

(3) 児童養護施設等との連携

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施する児童養護施設等との連携を強化し、支援の必要な子どもの養育、保護に努めます。

No.	事業名	内容	担当部署
2-1	乳児全戸訪問事業(再掲)	乳児と保護者に対し、家庭訪問を実施し、育児環境や子どもの状態を把握するとともに、保護者の精神的なフォローを行い、育児不安の軽減を行っていきます。	健康増進課
2-2	乳幼児健康診査事業	子どもの健康な生活や健全な発育を図るため専門職がチームで健康状態を把握し、疾病等の予防・早期発見や保健指導を行っていきます。必要に応じて、医師、臨床心理士、保育士、保健師等専門職による発達相談を行っていきます。	健康増進課
2-3	乳幼児健康相談事業	妊産婦や乳幼児の健康についての相談を行い、参加者同士の情報交換・交流ができるよう、また、発達についての相談も、関係機関と連携をとりながら行えるよう内容を充実させていきます。	健康増進課
2-4	要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携	児童虐待の防止及び早期発見を図るため、要保護児童対策地域協議会(みきっ子未来応援協議会要保護児童部会)の機能と関係機関の連携を強化し、虐待防止についての研修及び啓発を行っていきます。	子育て支援課
2-5	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)(再掲)	児童の保護者が疾病等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等で一定期間、児童を養育・保護していきます。	子育て支援課

No.	事業名	内容	担当部署
2-6	養育支援訪問事業(再掲)	児童の養育に支援が必要な家庭及び出産前に特に支援が必要と認められる妊婦に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、保育士、ホームヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援していきます。	子育て支援課
2-7	家庭児童相談	児童の心身の発達や、乳児期の養育についての相談を行い、子育て不安を軽減していきます。併せて、要保護児童対策地域協議会(みきっ子未来応援協議会要保護児童部会)で関係機関の連携強化を図り、虐待を予防していきます。	子育て支援課
2-8	児童虐待予防事業	育児不安を抱える母親に対して、児童虐待についての相談・育児相談を実施し、母親の精神的な安定、成長を促し、虐待の予防に努めていきます。	子育て支援課
2-9	育児相談	両親教育インストラクターによる育児相談を行っています。	子育て支援課
2-10	子育ておしゃべり会	子育て中の母親を対象に、子育ての悩みや疑問を気軽に話し合い、育児情報の交換をするための場を提供していきます。	子育て支援課
2-11	女性のための相談室	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)についての相談等や、被害女性の自立支援に向けた相談体制の充実を図ります。	人権推進課

3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年、凶悪犯罪が増加する中で、子どもがその犯罪の被害者となるケースが増加しています。子どもを犯罪から守るために、関連機関との連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底や、地域ぐるみで子どもを見守っていくことを推進していきます。

No.	事業名	内容	担当部署
3-1	地域で子どもを見守るボランティア「人の目の垣根隊」の活動支援	関係機関と連携した、防犯パトロールを推進するとともに、地域の子どものみんなで守るキャンペーン活動を展開し、地域で子どもを見守るボランティア「人の目の垣根隊」の活動を支援していきます。	教育センター
3-2	学校情報（不審者情報）の携帯電話への配信	子どもの安全に関する情報や一斉下校等の情報を保護者の携帯電話等に配信することにより保護者に安心感をもってもらうと共に子どもの危険からの回避を促進していきます。	教育センター

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

収入の不安定なひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図っていきます。

また、ひとり親家庭に対する相談機能を充実するとともに、就労に必要な知識、技能の習得を支援していきます。

No.	事業名	内容	担当部署
4-1	母子福祉医療事業	母子・父子家庭及び遺児の方の医療費の自己負担額に対して助成を行っていきます。	医療保険課
4-2	母子・父子相談	母子自立支援員による母子・父子及び寡婦家庭に対する相談・指導を行い、その生活の安定と福祉の向上、自立の支援を行っていきます。	子育て支援課
4-3	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講するに際して、教育訓練給付金を支給し、職業能力の開発を支援し、母子・父子家庭の自立を促進していきます。	子育て支援課
4-4	高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するに際し、受講期間の一定期間、訓練促進給付金を支給し、母子・父子家庭の自立を促進していきます。	子育て支援課
4-5	児童扶養手当	父と生計を共にできない、または父が極めて重度の障害がある場合に、児童を養育している方(母またはその養育者)に児童扶養手当を支給していきます。	子育て支援課

5 障がいのある子どもとその家庭への支援

障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもへの支援については、「三木市障害者基本計画」（第4期、計画期間：平成27～32年度）に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

No.	事業名	内容	担当部署
5-1	療育ネットワーク	療育関係機関による連絡会議を開催し、各機関で将来を見通した対応が出来るよう連携を図っていきます。	子育て支援課 健康増進課 障害福祉課 学校教育課
5-2	親と子の遊びの教室	1歳半・3歳児健康診査や育児相談などで、早期に集団の場に参加することが望まれる幼児に対し、集団遊びの場を提供し、保育士、保健師が育児の相談、臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士が個別相談、指導を行っていきます。	子育て支援課
5-3	障がい児保育	障がいのある子どもの生活を支援するため、集団保育、集団生活を通じて発達の促進を行っていきます。	就学前教育・保育課 学校教育課
5-4	あんしん教育コーディネーターによる「あんしん相談」	支援が必要な子どもや障がいのある人に、ライフステージや相談内容に応じた支援を行なうため、「あんしん教育コーディネーター」による「あんしん相談」を行っていきます。	教育センター
5-5	特別児童扶養手当	20歳未満の心身に中度以上の障がいがある児童に特別児童扶養手当を支給し在宅心身障がい児の支援を行っていきます。	子育て支援課
5-6	心身障害児福祉医療事業	心身等に重度の障がいがある児童の医療費の自己負担額に対して助成を行っていきます。	医療保険課

No.	事業名	内容	担当部署
5-7	特別支援教育の充実	障がいのある幼児、児童、生徒や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を進めます。 保護者、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターを中心に一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導計画を作成し、取り組みます。	学校教育課
5-8	日中一時支援事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で、市が必要と認める方に対し、介護者の疾病や一時的な休息等のために、施設において宿泊を伴わない一時預かりを実施します。	障害福祉課
5-9	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき、日常生活に必要な動作の訓練や社会との交流の促進など、身近な地域で心身の発達支援を行うために、児童発達支援や放課後等デイサービス等の拡充に努めます。	障害福祉課

6 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労使を始め国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市では、「男女共同参画プラン」等に基づき、男女がともに仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりに取り組んでいます。今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発など、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

また、保護者の多様な働き方に対応できるよう、認定こども園や保育所での保育や、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、各種子育て支援の充実を図ります。

No.	事業名	内容	担当部署
6-1	母性健康管理対策事業	仕事を持つ妊婦の出産が安全で快適なものになるように「母性健康管理指導事項連絡カード」を、母子健康手帳交付時に配布していきます。	健康増進課
6-2	男女共同参画セミナー	男女共同参画社会の実現を目指した、様々な内容のセミナー等を開催し、仕事も子育ても男女が共に責任を担うことができるような意識づくりに努めていきます。	人権推進課
6-3	女性のための再就職セミナー	女性の再就職や育児休業の取得しやすい環境づくり、また育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰のための環境づくりを啓発し、女性の社会復帰のための情報提供に努めていきます。	人権推進課
6-4	事業主子育て等支援事業補助金	国及び県と連携して、労働者の仕事と生活の両立を支援するため、子育て又は家族の介護がしやすい環境を整備する市内の事業主に支援を行っていきます。	商工課
6-5	父親の子育て参加の啓発	父親が早くから育児に参加できるように、母子健康手帳交付時に父親向けのハンドブックを配布(平成27年1月から)していきます。 また、子育てに参加したくても方法がわからない等で参加できない父親を対象とした男性の育児講座を実施していきます。	子育て支援課

第6章 計画の推進に向けて

1 計画推進及び進捗状況の把握

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を行い、みきっ子未来応援協議会及び各部会において協議し、必要に応じ本計画の施策の見直し、改善を図ります。

2 みきっ子未来応援協議会各部会による計画の推進

協議会各部会により、分掌して、各施策の進捗状況を調査し、計画を推進していきます。

- (1) 就学前教育・保育部会
- (2) 子育て環境部会
- (3) 家庭・地域・学校教育部会
- (4) 要保護児童部会

3 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、こども未来部が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

(役割分担図)

